

北秋田市体育施設照明設備 LED 化事業特記仕様書

令和4年7月

北秋田市教育委員会スポーツ振興課

1. 総則

本仕様書は、秋田県北秋田市所有施設における LED 照明器具（蛍光管及びランプ）一式の賃貸借について定める。

2. 導入の目的・概要

この仕様書は、秋田県北秋田市所有施設で使用している蛍光灯等の照明の LED 化を図ることで、より効果的な消費電力量削減に伴う温室効果ガス削減及び維持経費削減を図ることを目的としている。そのため、LED 照明器具の本来の機能を維持し、常時良好な状態において使用できるために、賃貸者は誠意をもって確実に実施するものとする。また、本事業により「省エネ法」、節電・省エネ関連計画の削減目標達成に向けた取組みを推進する。

3. 概要

(1) 履行場所

鷹巣体育館・サブ体育館 北秋田市鷹巣字東中岱 1 1
北健康増進センター 北秋田市綴子字糠沢上谷地 3 0 1 - 1

(2) 賃貸借物品

LED 照明器具 一式
(別紙 「秋田県北秋田市所有施設 LED 照明賃貸借一覧」参照) その他、
取付けに必要な資材

(3) 設置期限

令和 4 年 9 月 30 日

(4) 賃貸借期間

LED 照明器具設置完了から 5 年間

(5) 賃貸借契約期間満了時の取り扱い

賃貸借契約期間満了時の照明器具の取り扱いは協議する。
ただし、賃借人が継続使用を申し出た場合は、無償譲渡を認めること。

4. 機器（物品）仕様

(1) 照明器具は既存照明器具を使用し、LED 化に必要な結線替え等を行うこと。

(2) 結線替え作業後、安定器の取外しは行わないこと。

(3) 片側給電の場合、灯具内の結線替え作業を行った灯具には、電源供給口側に電源供給口を示すシールを貼ること。

(4) 光源 (LED) 寿命は 40,000 時間以上の製品であること。

(5) 照明メーカーは日本照明工業会に加盟する国内メーカーであること。

ア 電源内蔵直管蛍光灯型 LED 照明について

- (a) 口金 G13
- (b) 演色指数 Ra80 以上
- (c) 全光束 40W 型：2,000lm 以上 20W 型：900lm 以上
- (d) 消費電力 40W 型：11w以下 20w型：6w 以下
- (e) 平均色温度 5000K
- (f) 配光角 130° 以上
- (g) 定格寿命（器具光束が初期の 70%まで減衰する時間） 40,000 時間以上

イ その他の LED 照明について

- (a) グレア・フリッカーを防止する処置が施されていること
- (b) LED チップメーカーの特許を侵害していないこと
- (c) 環境配慮商品であること
- (d) 既存器具の強度が LED 照明の重量に満たない場合は金口を交換する等の対策を施すこと

5. 入札金額

- (1) 入札金額は 60 ヶ月分の賃貸借料（税抜）とする。
- (2) 賃貸借量には、LED 照明器具の結線替え工事費用を含めるものとする。

6. 要求要件

- (1) 照明器具（物品）の調達
LED 照明器具及び付属部品を交換する場合は、未使用品であることとする。
- (2) 設置工事
LED 照明器具の納入及び設置を行うこととする。
- (3) 梱包材や既存蛍光灯管等の撤去処分
梱包材や取り外した照明設備は受注者で処分とする。
- (4) 保証期間
保証期間は、LED 照明器具の設置完了の日から 5 年間とする。

7. 工事（設置）仕様

- (1) 設置作業に使用する雑材はすべて新品とする。
- (2) 契約後、速やかに工程表について、施設管理担当者の承諾を受けること。
- (3) 設置作業にあたっての安全管理については、施設管理担当者等と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。
- (4) 設置作業において発生する軽微な建築工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。

- (5) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に施設管理担当者等と日程等を調整し、事故、紛争等を防止すること。
- (6) 作業中は粉塵の飛散には十分注意し、養生を行うこと。
- (7) 作業終了後は床の清掃を行うこと。
- (8) 設置作業時間帯は、施設管理担当者の指示に従うこと。
- (9) 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを確認すること。
- (10) 本仕様書に記載しない事項については、公共建築工事（改修工事）標準仕様書（電気設備工事編）最新版／国土交通省大臣官房官庁営繕部監修により補完すること。
- (11) 設置作業に関して本仕様書に明記のない事項に質疑が生じた場合、発注者と協議すること。

8. 物品の性能保証・点検保守内容

- (1) 賃貸借期間満了時まで物品性能維持の保証を行うこと。
- (2) 障害発生時は、迅速かつ適切に物品の取替え、代替え、修理等を行うこと。
- (3) 設置作業終了後、障害発生時の連絡先、担当者等を記載した体制表を提出すること。
- (4) 障害が発生し対応した場合は、その都度、文書による報告書を提出すること。

9. その他、特記

- (1) 設置前に現場調査、回路調査等を十分行い作業を実施すること。また、調査等において仕様書等の相違を発見した場合には、速やかに監督員へ報告し、協議する。
- (2) 納入・搬出経路については施設管理運営上の支障に留意し施設管理担当の承諾を得る。
- (3) 作業車・運搬車・敷地内における車両の駐停車については、事前に施設管理担当者の承諾を得る。
- (4) 勤務時間外の作業は、事前に時間外作業届を施設管理担当者へ提出する。
- (5) 賃貸借期間の開始は検査に合格した時点からとするが、検収が認められたものから順次使用を認めるものとする。